

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	大分県豊後大野市

豊後大野市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署	農林整備課
所在地	豊後大野市三重町市場1200番地
電話番号	0974-22-1001
FAX番号	0974-22-1426
メールアドレス	bo140010@city.bungoono.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、アナグマ、タヌキ、アライグマ、サル、カラス、カワウ、のうさぎ、スズメ
計画期間	令和 5 年度 ～ 令和 7 年度
対象地域	豊後大野市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の状況 (令和 3 年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲、いも類、豆類、野菜、飼料作物	14,841 千円 11.22 ha
シカ	稲	65 千円 0.05 ha
アナグマ、タヌキ、アライグマ	—	— 千円 — ha
サル	野菜	696 千円 0.3 ha
カラス、カワウ、のうさぎ、スズメ	—	— 千円 — ha
計		15,602 千円 11.57 ha

(2)被害の傾向

<イノシシ>

市内全域で稲の食害や押し倒しの被害が顕著で、野菜等の食害や田の畦の掘り起こし被害もある。また、集落周辺にも出没し、農作物被害のほか生活環境被害も多くなると予測される。

<シカ>

スギ、ヒノキ、クヌギなどの林産物の若芽の食害や皮剥ぎ被害がある。また、田植え後の稲苗、野菜や飼料作物の食害もある。

<アナグマ、タヌキ、アライグマ>

市内全域で主に野菜、果樹類の被害があるが、被害の実態を把握するのが難しい状況。今後も被害が見込まれる。

<サル>

椎茸、果樹、野菜など年間を通して食害がみられる。また、住宅地への出没が増加傾向にある。

<カラス、カワウ、のうさぎ、スズメ>

稲、野菜等の被害があるが、被害の実態を把握するのが難しい状況。今後も被害が見込まれる。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
イノシシ	11.22 ha 14,841 千円	7.85 ha 10,389 千円
シカ	0.05 ha 65 千円	0.03 ha 45 千円
アナグマ、タヌキ、アライグマ	— ha — 千円	僅少
サル	0.3 ha 696 千円	0.21 ha 487 千円
カラス、カワウ、のうさぎ、スズメ	— ha — 千円	僅少

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 猟友会員への捕獲委託 ・ 予察による計画捕獲 ・ 捕獲補助金の助成 ・ 猟友会への補助 ・ 箱わなの貸出 ・ ICTわなの設置 ・ 初心者狩猟講習会受講料助成	・ 捕獲員の高齢化、担い手の確保 ・ 市街地への出没など生活環境被害への対応
防護柵の設置等に関する取組	・ 防護ネット ・ 電気柵 ・ 防護柵 ・ ワイヤーマッシュ柵 ・ 複合柵	・ 柵設置後の管理が不十分なため、鳥獣の侵入を許している事例がある。集落ぐるみでの管理体制の確立を図る必要がある。
生息環境管理 その他の取組	・ 緩衝帯の設置 ・ 放任果樹除去等の指導	・ 少子高齢化による放任果樹の除去の担い手不足

(5) 今後の取組方針

具体的な取組としては、「捕獲対策」「被害防止対策」「集落環境対策」を柱とする。
「捕獲対策」では、豊後大野市猟友会と連携しICTわな等を活用していき有害鳥獣捕獲を行う。
「被害防止対策」では、主に個人向けで電気柵や防護ネット等の購入補助を行い、集落単位では、国の事業を活用したワイヤーマッシュ柵の設置を進める。また、職員による電気柵等の設置指導や鳥獣被害調査、鳥獣の追い払い活動等を行う。
「集落環境対策」では、生ごみを畑に放置しない、柿・ビワ等の放任果樹を管理する、稲刈り後に生えてくる二番穂を早めに耕起するなど、住民が主体となって鳥獣を寄せ付けない集落づくりに取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲班で、被害発生予察による計画捕獲を実施する。
イノシシ、シカ、サルの捕獲においては捕獲の精度を向上させるためにライフル銃を所持させる必要がある。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～令和7年度	被害鳥獣全般	初心者狩猟講習会の受講料助成
令和5年度～令和7年度	イノシシ、シカ、アナグマ、タヌキ、アライグマ、サル	箱わなの購入、貸出し
令和5年度～令和7年度	サル	サル用大型捕獲檻「まるみえホカクン」の維持管理 (豊後大野市鳥獣被害対策協議会)

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
令和3年度の捕獲実績は、イノシシ3,125頭、シカ3,671頭、アナグマ、タヌキ、アライグマの小動物は834頭、サル18頭となっている。 イノシシ、シカについては、依然として深刻な被害があることから、令和3年度の実績を上回る捕獲数を目指す。 アナグマ、タヌキ、アライグマについては、被害の実態を把握しにくい状況だが、被害の把握に努めながら現状の捕獲数を維持する。 サルについては、農作物被害及び生活環境被害が増加傾向のため、引き続きサル用大型捕獲檻「まるみえホカクン」で群れのサルを捕獲するとともに、被害防止にも取り組む。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	3,300 頭	3,300 頭	3,300 頭
シカ	3,800 頭	3,800 頭	3,800 頭
アナグマ、タヌキ、アライグマ	1,100 頭	1,100 頭	1,100 頭
サル	30 頭	30 頭	30 頭

捕獲等の取組内容
市内全域において、銃器及びわなにより年間を通じて計画的な捕獲を行う。特に、農林作物被害が多い4月～10月の間は、重点的に捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ、シカ、サルの捕獲にライフル銃を使用している。遠距離で安全に捕獲することができる。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
豊後大野市全域	イノシシ、シカ、アナグマ、タヌキ、アライグマ、サル、カラス、カワウ、のうさぎ、スズメ 平成7年4月1日権限委譲済み

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵 50,000 m	50,000 m	50,000 m
シカ	ネット柵 5,000 m	5,000 m	5,000 m
イノシシ、シカ	ワイヤーメッシュ柵 40,000 m	40,000 m	40,000 m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、シカ タヌキ、アナグマ アライグマ、サル	・電気柵等の設置指導、環境整備等についての指導	・電気柵等の設置指導、環境整備等についての指導	・電気柵等の設置指導、環境整備等についての指導

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

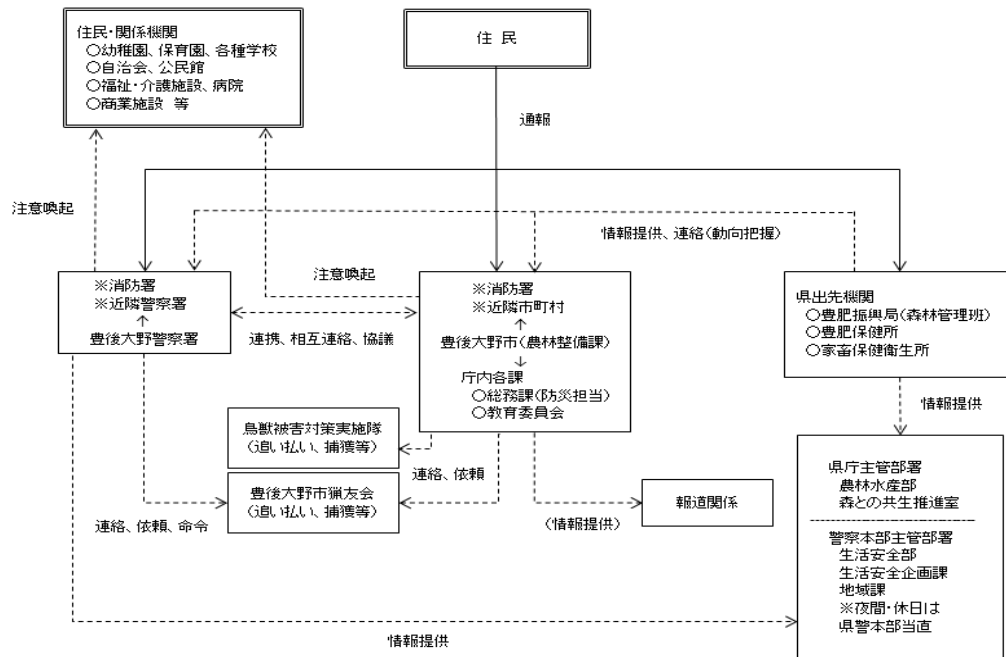
対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、シカ タヌキ、アナグマ アライグマ、サル	・鳥獣被害調査、鳥獣の追い払い活動 ・鳥獣被害対策アドバイザー養成研修会への積極的な参加 ・緩衝帯の設置、放任果樹除去等の指導	・鳥獣被害調査、鳥獣の追い払い活動 ・鳥獣被害対策アドバイザー養成研修会への積極的な参加 ・緩衝帯の設置、放任果樹除去等の指導	・鳥獣被害調査、鳥獣の追い払い活動 ・鳥獣被害対策アドバイザー養成研修会への積極的な参加 ・緩衝帯の設置、放任果樹除去等の指導

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
豊後大野市	被害状況の把握、住民への注意喚起、関係機関との連携・調整
豊後大野市猟友会 鳥獣被害対策実施隊	周辺パトロール、対象鳥獣の捕獲・追払い
豊後大野警察署	被害状況の把握、住民への注意喚起・安全対策
豊後大野市消防本部	被害者の保護
大分県豊肥振興局	捕獲に対する助言、情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設、食用（自家消費、ジビエ利用）、焼却

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

食品	・地域資源として獣肉の有効活用（ジビエ利用）を促進する。 ・イノシシの食品等としての利用
ペットフード	
皮革	
その他	

(2) 処理加工施設の実施

処理加工施設の実施

(3)捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	豊後大野市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
豊後大野市	会の統括、事務局を担当する
豊後大野市猟友会	有害鳥獣の情報提供と捕獲、ジビエの利活用を行う
豊後大野市農業委員会	農作物被害の情報提供と被害防止対策の普及啓発を行う
大野郡森林組合	森林被害の情報提供と被害防止対策の普及啓発を行う
大分県南部農業共済組合	水稻被害の情報提供と被害防止対策の普及啓発を行う
大分県農業協同組合	水稻被害の情報提供と被害防止対策の普及啓発を行う
その他識見者	有害鳥獣の情報提供と鳥獣保護に関する業務を行う

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
豊肥地域鳥獣被害現地対策本部 (事務局:豊肥振興局)	有害鳥獣捕獲、被害防止対策に関する情報提供、集落点検活動等

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣害対策に関わる職員で鳥獣被害対策実施隊を構成している。隊員は、農作物等の被害調査、電気柵等の設置指導のほか、有害鳥獣の追払い、被害対策に関する広報活動を行う。

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・ 大分県が開催する鳥獣被害対策研修会に(協議会構成員が)積極的に参加することにより、鳥獣対策アドバイザーの認定を受けて、被害集落への防止対策等の普及啓発活動を展開していく。
- ・ 豊後大野市、大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市、日出町による大分都市広域圏農林水産部会において、広域圏内の被害の現状把握や有効な被害対策方法を検討し、連携を図る。

10. その他の被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業協同組合、森林組合、猟友会等の組織と連携し、効率的に市内全域の被害状況の把握を行い鳥獣被害防止対策の基礎資料とする。